

平成 30 年 12 月 20 日

## 海外との通商紛争における法曹有資格者の活用について

### 法曹養成制度改革連絡協議会（第 11 回）

経済産業省通商政策局通商法務官

米谷 三以

（以下意見に亘る部分はすべて所属する組織でなく個人に帰せられる）

#### はじめに 経済産業省通商政策局国際法務室の概要

- ミッション
- 構成員－法曹有資格者数

#### 本論 法曹有資格者の活用における課題－需要サイドから考える

##### ○ 3つの課題

- 「法律はどうなっていますか？」
- 「それを法的助言で解決できますか？」
- 「『専門家』から『General Counsel』へ」

##### ○ 課題 1 : 「法律はどうなっていますか？」（需要の主観的限界の問題）

###### ⇒ よくあるタイプの相談事例

- 「この条文はこの解釈でよいですか？」
- 「この措置は違法ですか？」等々

～法律知識のデータベースとしての需要にどう答えるか？

###### ⇒ 必要な対応の例（案）

- 法律家の役割・能力はソリューションの提供である。質問の背景にある政策的ニーズ・政治動向等の知識・理解、それを引き出すコミュニケーション能力等が求められる。教育システムの一層の整備。
  - 学部生・院生を対象とする現場（ジュネーブやハーグ等）の見

#### 学ツアーの開催

- 専門部署・キャリアパスを確立する必要性⇒法律家を利用する経験の蓄積に資する
- 法曹界全体での継続教育の取り組み？
- 他方で、需要サイドに法律家の利用の仕方を伝えることも必要ではないか？
  - 法学部・法科大学院等における実務教育？

### ○課題2「それを法的助言で解決できますか？」(需要の客観的限界の問題)

#### ⇒法的助言が困難又は有効性が疑われる事案の例

- 外国税関において関税分類が間違っていると指摘された。どうすればよいか？ (⇔不合理な関税分類変更により適用される関税率が上昇したが、どうすればよいか？)
- 外国政府から事業許可が下りるか否か、いつ下りるか見通しが立たない。どうすればよいか？ (⇔事業許可制度において外国企業が不利になる要件があるが、どうすればよいか？)

～訴訟(国内裁判所・WTOにおける紛争解決(DS)手続/投資協定下の投資仲裁等)の有効性は限定されており、かつ、行政機関をどう動かすかが見えにくい場合、どう対応するか？ 非法律的手段のリスクをどう考えるか？

～在外公館の対応力・政府間協力枠組み・国際機関によるモニタリング等を強化すれば十分か？

#### ⇒必要な対応の例(案)

- 法的解決を促す制度づくりの取り組みを全面的に展開することはどうかー法整備支援の方向性？
  - 事前教示制度の整備・国際ルール化(例：関税分類：WCO・WTO/TFA)
    - ※現場の裁量減少・放置させない／上級行政庁の関与
  - 行政手続法ルールの整備(例：WTO/AD協定・CPTPP)
- 国内手続ルールの世界標準化

### ○課題3「『専門家』から『General Counsel』へ」(需要の内在的限界の問題)

### ⇒直面する課題の例

- アンチダンピング関税の規律はいずれの方向に発展させるべきか？  
(WTODS 手続における意見提出及びパブリックな世論形成として)
- WTO はどう改革すべきか？ 異なる経済体制(国家資本主義)を如何に包摂するか？
- WTO・投資協定を含め、国際経済法務全体を如何に鳥瞰するか？

～先例の分析に止まらない、政策ニーズを踏まえた戦略的な検討・提案が求められる。現状の不满への対応・改善案の検討といった forecasting アプローチに加え、国際(経済)法・グローバルガバナンスは将来どうあるべきかといった将来のビジョンから考える backcasting アプローチが必要ではないか。

～政策に関わる法的問題を如何に発掘し、有益な助言に結び付けるか？

～40代後半以降の法律家に求められる能力は何か？

### ⇒必要な対応の例(案)－課題1・2の対応に加え

- 基礎法学(法哲学・法制史その他)的ベースの構築～法学教育(@法学部・法科大学院)の課題
  - 法実証主義と自然法/法の拘束力(ソフトロー問題)
  - 「共通利益(common interest)」論
  - グローバルガバナンス/"informal law-making"プロジェクトその他
- 分野をまたがる実務家・研究者共同体の形成～意見・情報交換
  - 通商と国際金融/投資と国際環境・人権など
  - 各省における法務部門の発展と協力
- 隣接分野の専門家との協働関係の構築

### おわりに

- 「司法」「裁判」「法律論」を核としつつ、囚われないこと
- オープンエンドの法律家コミュニティの形成とその取り組み
- 学校教育～専門教育～実務/研究～後進の指導/ノウハウの継承といったライフサイクルで一貫した取り組み

以上